

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整理に関する政令の概要

1 改正趣旨

3月26日に国会において成立した、現行合併特例法の期限を10年間延長するとともに、都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に際し、五本の関係政令の規定の整理を行う。

2 主な改正内容

① 市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）

改正項目	現行	改正後	法律改正条項
政令の題名	市町村の合併の特例等に関する法律施行令	市町村の合併の特例に関する法律施行令	題名（「等」を削除）
合併協議会設置の勧告等（第4章）	規定あり	削除	第4章（削除）

このほか、題名改正、条項移動等による形式的改正あり。

② 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

③ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

④ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二号）

⑤ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）

題名改正、条項移動等による形式的改正のみ。

3 閣議決定日

平成22年3月30日

4 施行期日

平成22年4月1日